

## 「農泊 食文化海外発信地域」実施要綱

制定 27 食産第 6071 号

平成 28 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

一部改正 平成 29 年 5 月 10 日 29 食産第 481 号

一部改正 令和 3 年 11 月 1 日 3 新食第 416 号

### 第 1 趣旨

海外における日本食・食文化に対する関心は、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録、ミラノ国際博覧会等を通じて近年大きく高まっており、日本を訪れて「本場の日本食」を体験したいという外国人のニーズも高まっている。また、経済成長が著しいアジア諸国等を中心に訪日外国人旅行者数も近年大幅に増加しており、その食関連消費額も今後更に増大することが見込まれている。

こうした中、農林水産省では、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を推進することにより、インバウンドを含む旅行者を農山漁村に取り込み、農山漁村の所得の拡大、雇用の創出を図り、農山漁村の活性化や美しい活力ある農山漁村の実現を図っているところである。

こうした観点から、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人の誘致を図る地域の取組を認定し、そのブランド化を強力的に推進することにより、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信することとする。

### 第 2 目的

本要綱は、「農泊食文化海外発信地域」（以下「本地域」という。）の認定に関する事項その他必要な事項を定めることにより、その適切かつ円滑な実施を図り、もって訪日外国人旅行者の観光需要を国産農林水産物・食品の需要拡大及び農山漁村の所得の向上に繋げ、農山漁村における「農泊」を強力的に後押しすることを目的とする。

### 第 3 本地域の対象とする取組

本地域の対象とする取組は、7 の地理的範囲において、地域の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や特徴のある景観等の観光資源を活用して、訪日外国人旅行者をもてなすための取組であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

#### 1 ビジョン・目標に関する事項

訪日外国人旅行者として来訪が見込まれる国・地域別の旅行者数、推奨すべき訪問先のルートの設定、受入施設の整備等について、明確なビジョン・目標を設定していること。

## 2 地域の課題に関する事項

取組を進めるに当たっての地域の課題（農林水産業の振興をはじめとする地域の総合的な振興、宿泊施設及び飲食施設との連携、鳥獣害対策との連携、景観や環境保護との連携、地域の食文化の継承や食育との連携等）を明らかにするとともに、その解決に向けた方策及びこれに必要な経済活動（稼ぐ力、農山漁村振興交付金等の活用、民間資金の活用等）の方針を示すこと。

## 3 地域の食に関する事項

当該地域に特有で、伝統的に供されている料理が存在すること。

## 4 地域の農林水産業に関する事項

当該地域の食に必要な農林水産物を生産する農林水産業が営まれていること。

## 5 地域の食と関連性のある地域資源に関する事項

当該地域の食や農林水産業との関連が説明できる文化、伝統工芸、芸術、自然、景観、伝承、生物等の地域資源が地域に存在すること。

## 6 地域の食と農林水産業に係るストーリーに関する事項

当該地域の食や農林水産業と関連性のある地域資源との関係が、当該地域に特有の歴史的なストーリーとして説明できること。

## 7 地理的範囲に関する事項

一の市町村の区域又は地理的、地縁的、文化的条件に一体性のある複数の市町村の区域を、地域の範囲として設定すること。

## 8 マネジメントに関する事項

### ① 実行組織

ア 第5の1の取組計画に記載された取組の実行組織においては、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a) 法人格を有していること又は当該年度内に法人格の取得が見込まれること。

b) 実行組織の中核となる民間組織が法人格を有していること又はその民間組織による当該年度内の法人格の取得が見込まれること。

イ 実行組織の構成員（※1）には地方公共団体が含まれていることが望ましい。

※1 農業協同組合、漁業協同組合、観光協会、旅行者、旅客業者、商工会議

所、商工会、大学等の研究機関、博物館、料理学校、飲食店、宿泊施設、土産店、料理人、アドバイザー等を想定

② 品質の維持・向上を確保するための体制

第5の1の取組計画に掲げる事項について、その品質の維持及び向上を図るための取組状況のフォローアップや改善を実施する体制が整っていること。

③ 人材の育成及び確保

ア 持続的に取組を実施するための人材の育成及び確保について、女性やシニア世代の活用を含め、計画的に取り組んでいること。

イ 本地域の核である地域の食や農林水産業を、次世代に継承していくための方策に計画的に取り組んでいること。

9 インフラ等受入環境の整備に関する事項

① 訪日外国人旅行者を呼び込むための飲食施設、観光施設、宿泊施設等の整備を計画的に行うこと。

② 訪日外国人旅行者が旅行しやすい環境（多言語での観光案内・メニュー表示、Wi-Fi環境、トイレ、域内交通機関等）の整備を計画的に行うこと。

#### 第4 取組実施主体

1 本地域の対象とする取組の実施主体は、第3の8の①に規定する実行組織（以下「実行組織」という。）とする。

2 本地域の実行組織であって、登録DMO（観光地域づくり法人）（※2）への登録を行っていないものは、速やかに登録DMO（観光地域づくり法人）への登録を行うこととする。

※2 Destination Management/Marketing Organization。観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

#### 第5 取組計画の作成

1 実行組織は、今後5年間の取組の内容を記載した取組計画（以下単に「取組計画」という。）を作成し、これを農林水産省に提出して、農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 取組計画には、第3に掲げる要件に係る内容を記載しなければならない。

3 取組計画には、2に規定する内容のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 地理的表示保護制度（G I）の活用に関する事項
- (2) 世界農業遺産・日本農業遺産や日本遺産等の活用に関する事項
- (3) 生産作業や調理等の体験に関する事項
- (4) 当該地域の農林水産物・食品の輸出促進に関する事項
- (5) 農林水産業者が経営に関わる施設（直売所、農家レストラン、観光農園、農家民宿等）の活用に関する事項
- (6) 観光庁から認定された「広域観光周遊ルート」との連携に関する事項

## 第6 取組の認定

- 1 農林水産大臣は、申請のあった取組計画のうち、特に優れていると認められるものを本地域として認定するものとする。
- 2 認定を行う場合には、農林水産大臣は、あらかじめ国土交通大臣の意見を聴くものとする。

## 第7 認定の有効期間

- 1 認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年間とし、更新は妨げないものとする。
- 2 第5及び第6の規定は、認定の有効期間の更新について準用する。

## 第8 取組状況等の報告及び指導

- 1 認定を受けた取組の実施主体（以下「認定者」という。）は、認定を受けた後、取組計画に対する毎年度の進捗状況の報告を農林水産省に対し、別紙様式により翌年度の6月末日までに行うものとする。また、農林水産省は、進捗状況の報告内容について観光庁に対し意見を求めるとともに、必要に応じて助言を受けるものとする。さらに、認定後3年目の進捗状況報告を受けて、農林水産省は、その評価を行うこととする。
- 2 認定者は、認定を受けた後、取組計画に変更（農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）及び農村振興局長が別に定める軽微な変更を除く。）が生じた場合は農林水産省に申請し、再度認定を受けるものとする。
- 3 農林水産省は、必要に応じ、認定者に対し取組計画に対する進捗状況の報告を指示することができるものとする。

- 4 農林水産省は、1の報告及び評価の内容を確認し、取組計画の継続又は取組計画に掲げるビジョン・目標の達成が困難であると認められる場合には、認定者に対し、取組の内容の見直しを指示するなど必要な措置を講じるものとする。
- 5 認定者は、やむを得ない事情により、取組計画の継続又は取組計画に掲げるビジョン・目標の達成が困難であると認められる場合には、農林水産大臣に対して認定の取消しを申し出ることができるものとする。

## 第9 取組計画の認定の取消し

- 1 農林水産大臣は、認定者に対し、第8の4の規定に基づく措置を講じたにも関わらず、取組計画の継続又は取組計画に掲げるビジョン・目標の達成が困難であると認められる場合には、当該認定を取り消すことができる。
- 2 農林水産大臣は、認定者から第8の5の規定に基づく申出を受けた場合には、認定を取り消すものとする。

## 第10 政府等による情報発信及び支援

### 1 政府等による情報発信

本地域の海外発信については、「SAVOR JAPAN」のブランドにより、政府の情報発信施策（日本食・食文化発信、ビジットジャパン、クールジャパン等）を活用し、農林水産省及び関係府省庁が緊密に連携して取り組むものとする。また、海外メディア等に影響力のある「食」のインフルエンサーである料理人や食・農・旅に関する民間企業や団体が連携して、「SAVOR JAPAN」を対外的に発信する取組を支援するものとする。

### 2 関係府省庁の連携による支援

自主性及び創意工夫を活かした取組計画の効果的かつ適正な実施が図られるよう、農林水産省、関係府省庁、その地方支分部局等が緊密に連携することにより、関係機関が一体となって、取組計画の実施について助言に当たるとともに、関連施策によって積極的に支援するものとする。また、国、都道府県、市町村及び認定者の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、取組計画の円滑な推進を図るものとする。

### 3 民間主体による取組の促進

農林水産省及び関係府省庁は、「SAVOR JAPAN」がより魅力的なブランドとして、国内外から認知されるよう、認定者及び認定を目指す者に対する助言や認定者の

ネットワーク化等を図る民間主体による取組を促進するものとする。

#### 第11 インバウンド関連施策の有効活用

取組計画の実行組織、その構成員その他関係機関は、相互に連携の上、農林水産省及び関係府省庁のインバウンド関連施策を積極的に活用し、より充実した取組となるよう努めるものとする。

#### 第12 その他

本要綱に定めるもののほか、本地域の認定等につき必要な事項は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が別に定める。

##### 附則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附則

- 1 この改正は、平成29年5月10日から施行する。
- 2 改正前の本要綱により認定された取組については、改正後の本要綱により認定された取組とみなす。

##### 附則

- 1 この改正は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱により認定された取組については、改正後の本要綱により認定された取組とみなす。